

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
水戸市平須町1番93  
Tel 029-305-3075  
e-mail iba-kou@mito.ne.jp  
https://ihfsu.net/

## 教育長、変形労働時間制見送りを明言

### ICT活用事例集の問題点

2021年2月3日、県教委は「探究を軸とした学び」(事例集)を配布することを各学校に通知しました。本文には、(1) 探究を軸とした学びのスタイル改革と(2) ICTを活用した学びのスタイル改革で構成された事例集を教育委員会ホームページ上(ホーム > 学校教育 > 高校教育・中高一貫教育 > 確かな学力を育む > 学びのスタイル改革)で公開するとしています。まだ、目にしていない人も多いかと思えます。

冒頭、高校教育課長の「はじめに」の一文には、アクティブラーナー、コンピテンシー、バックカスティングといった流行文字が並び、探求的な学びとしてICT活用のデザインを試みたと述べています。また、次に探求を軸とした学びの概念図が示されていることから、新学習指導要領の内容に沿った授業展開を、ICTを利用して行うための事例集であるということがわかります。

#### 授業の事例がない

具体的に内容を見ると、巻頭言の後に教科毎に授業展開の事例が記載されていますが、生徒全員が学習者用端末をどのように使って授業を受けるかという点について、全くと言っていいほど事例があげられていません。

高校での導入はこれからということなので、実践事例がないのはわかりますが、今年度開校した附属中学校を始め、中高一貫校の中学生には、ひとり1台の学習者用端末を貸与して授業展開をしているので、少なくともクラスの生徒全員が学習者用端末を用いた授業展開の事例を掲載することは出来たはずですが、

今回の事例集からは、授業をどう展開するのかというヒントを得ることはできませんが、クラス全員が学習者用端末を使って、授業を受けているイメージが全く浮かびません。

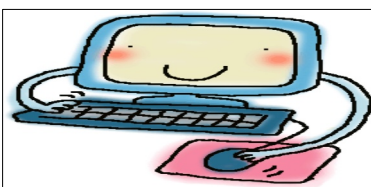
また、事例集の見方では、「ICT活用」という部分が掲載されているにもかかわらず、教科に

よってはICTをどのように活用するのかという点について、全く記載されていない教科もあります。また、保健体育のように、事例自体が掲載されていない教科もあります。

どのようにICTを授業に取り入れて、どう展開していくのか、その入り口さえ示されていないということになり、担当の教員は困惑してしまうのではないのでしょうか。

県教委が示している事例集にすべての教科を網羅した内容になっていないことから、本気で学習者用端末を導入して生徒に活用させようとしているのが疑問になります。

さらに、「ICT最初の一步」の記載では、学習者用端末をどのように活用するのかということについて、基本的なG-Suiteの使用法のみにとどまっております。それをどのように授業や校務に活かすのかという点で、具体的な事例も不十分です。



授業で使うには、あまりにも準備不足で、「事例集を提供したのであとは学校で」と、学校現場に責任を押し付けているとしか言えません。

少なくとも、今まで県教委が行なってきたモデル校などを数校指定して、1年間かけて実践事例を積んでから、全体での導入を進めるべきです。

今回の事例集では準備期間が短かすぎて、多くの学校、教科で十分に研修が積めず見切り発車すらできない状態になることは明白です。

#### 保護者への説明は管理職

新入生に学習者用端末を購入させる計画では、合格者説明会で各学校の仕様に準じた端末の購入説明が予定されていますが、説明会後の問い合わせで学校が混乱することが予想されます。

混乱される状況が目に見えているにもかかわらず、当初の保護者自己負担の計画を修正せず、学校任せにしている県教委の責任は大きいと言えます。

本来であれば、計画を進めている県教委が窓口を用意し、全ての質問に対応するのが当然ですが、少なくとも学校側の対応については、端末導入のための研修や年度末業務を抱えている教職員ではなく、教頭など管理職が窓口となるのが当然です。

3月9日の茨城県議会本会議一般質問で、日本共産党の山中たい子県議は、県教委が1年単位の変形労働時間制の条例提案を見送ったことに対して、その理由を質問しました。

答弁に立った小泉県教育長は「教員の変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を総合的に進める1つの選択肢ではありますが、まずは教員の長時間勤務の縮減に向けた取り組みを推進し、その成果を上げることが先決であると考えておりますので、当面見合わせることにします」と回答しました。

前号の茨城の教育でも取り上げましたが、県教委は条例提案見送りについて「1年単位の変形労働時間制については、本県における制度導入は未定であることを申し添えます」と各学校に通知しています。非常に、わかりにくい通知ですが、県教育長の答弁はその理由とともに明確な回答になっています。

長時間労働の縮減が先ではないかというのは、県教委との懇談で組合が主張したことです。なお、県議会の質疑の動画は県議会のHPで閲覧することができます。

## 今年の高校入試史上最低の倍率

今年の高校入試の倍率は、志願先変更後の倍率が、全日制平均が0.97と1倍を切りました。倍率が0.5以下の学校は10校12学科になりました。

定時制平均が0.41で、全日制・定時制合計の平均倍率は0.95になりました。

2次募集志願状況は、全日制(2113人)と定時制(561人)合わせて2674人の募集に対し、志願者倍率は前年度比0.06ポイント減の0.06倍になりました。

2次募集で、志願者が0人の学校は全日制で22校31学科に上り、定時制で8校になりました。

今年の志願倍率0.95倍、0.06倍という数字は史上最低の数字となっています。この倍率をどのように考えるかが大きな問題です。志願倍率が低いのは、当該校の努力が足りないからだという問題でないの言うまでもありません。

### 30人学級の先行実施を

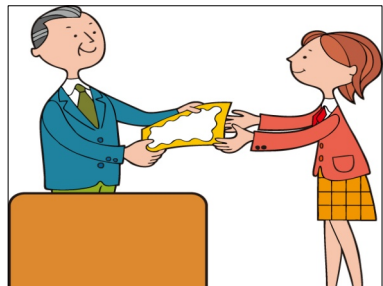
3月9日の県議会答弁で、小泉教育長は、「なお、高校につきましては、小中学校が行っているクラス単位を基礎とした授業形態と異なり、学科や教科などの特性に応じ、多くの学校で習

熟度別授業や選択科目の授業が行われ、きめ細かな指導を行っているところでありますので、現時点では小・中学校と同様に35人学級とする必要はないものと考えております」と回答しています。

教育長の回答が高校の実態や教職員の要求と全く一致していないことは言うまでもありませんが、志願倍率の低下を踏まえれば、志願倍率が極端に低い学校を先行的に30人以下学級にしていく必要があります。

入学時学級減や進級時学級減や高校統廃合では、志願倍率が低い学校に入学した生徒の教育を受ける権利を奪うことになりかねないからです。

また、私学と公立のバランスを考慮して、私学の教育条件を改善するためにも、私学に対して入学者数の制限基準を作る必要があります。



## 東海第二原発差し止め判決

3月18日、東海第二原発の安全性に問題性があるとして、県内外の住民ら224人が日本原子力発電(原電)に運転差し止めを求めた訴訟の判決が水戸地裁であり、前田英子裁判長は「実現可能な避難計画や実行する体制が整えられていると言うにはほど遠く、防災体制は極めて不十分」として住民の請求を認め、運転を差し止めるよう言い渡しました。

判決では、基準地震動の設定や施設の耐震性、津波、火山の想定については、「いずれも審査基準に不合理な点があるとは認められない」として、原子力規制委員会の審査を追認する判断を示しました。

しかし、判決理由では「原子力災害対策重点区域(概ね30キロ内)の住民は94万余人におよぶところ、原子力災害対策指針が定める防護措置が実現可能な避難計画およびこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり、防災体制は極めて不十分であるいわざるをえず、その安全性に欠けるところがあると認められ、人権侵害の具体的危険があると判断した」と述べられています。

避難計画も30キロ圏内の14市町村のうちできているのは5つの自治体だけにとどまっています。判決理由の中では、避難計画ができた5自治体は避難対象住民が少ない自治体で、15万人以上の避難対象住民を抱える日立市やひたちなか市、水戸市できていないことを問題にしています。

また、過酷事故が起こった場合5キロ圏内の住民が先に避難し、30キロ圏内の住民は初め屋内退避して、5キロ圏内の住民の避難が完了した段階で避難を始めるという計画されているが、実際にそれが可能なのかについても疑問を呈しています。

今回の判決で、避難計画ができたかどうかだけではなく、避難計画を実行する体制ができているかどうかを問題にしています。これを高く評価する必要があります。

この間の避難計画の議論の中でも、避難先市町村の避難場所のスペースが一人2.0㎡であることが問題になっていました。避難先のスペースを単純に2.0㎡で割って避難受け入れ人数を算出していました。

高齢者や重病者の避難をどう

するかも大きな問題です。交通の混雑を解消するためにはどのような対策が必要なのか、避難経路を明らかにし、住民にどのように情報を徹底するのか、人員を何人配置できるのか、こうした避難計画を実行する体制を作り、住民に知らせ実行できるようにしなければなりません。

原電は、翌日の19日に控訴しました。しかし、時間があれば避難計画や実行できる体制ができあがるというものではありません。

私たち茨城県民は、今回の判決を高く評価して、原電や県、国に対して東海第二原発再稼働反対の世論、取り組みを大きくしていく必要があります。

### 分会専門部交流会オンラインで実施

毎年4月に行っている分会専門部交流会を、今年はオンラインで下記の日時に行います。

- \*日時 4月18日(日)
- \*13:30から入室可
- \*交流会 14:00~16:00

学習者用端末や入試問題、働き方改革など新年度4月からの学校の様子や問題点、疑問点を話し合ってください。

オンラインの入室方法については、後日連絡します。